掛 川 市 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第１項の規定により都市計画を変更したいので、同条第２項において準用する同法第17条第１項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに掛川市に意見書を提出することができる。

平成27年10月５日

掛川市長　松　井　三　郎

１　都市計画の種類及び名称

東遠広域都市計画道路　３・４・19　掛川梅橋線

２　都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

３　縦覧場所及び意見書提出先

掛川市役所都市建設部都市政策課

掛川市長谷一丁目１番地の１

４　縦覧期間

平成27年10月５日（月）から平成27年10月19日（月）まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）